

## 同一場面記事の比較からみる古記録の文体

—— 火災の記事の比較から ——

後 藤 英 次

### 一 はじめに

文体を構成する要素にはさまざまなものがあるが、資料間の文体差を把握するためには、個性的文体の把握を目的にするにせよ、類型的文体の把握を目的にするにせよ、同一の表現対象についての表現方法の相違を比較するのが理想であると思われる。表現内容の相違は、用語や表現方法の相違に結びつく可能性があるからである。同一の表現対象についての比較という理想を突き詰めていくと、表現内容を等しくする文章を比較するのが、用字・用語等をはじめとするさまざまレベルの選択について対照することができるため、最善で

あるということになる。しかし、表現内容を等しくする文章は、実際には自然にはなかなか存在することはない。そこで次善の策として考えられるのが、同一場面を比較するという方法である。

筆者は、これまでに、後藤英次(二〇二〇)・同(二〇二二)において、古記録(日記)資料を対象として、この方法を試みてきた。いずれにおいても、記述の詳細さや感情・評価の表現の多寡といった面で、資料間の個性的文体の差および類型的文体としての記録体の変遷の一端を窺うことができた。本稿はこれらに続いて、同様の試みを行うものである。なお、後藤(二〇二〇)では大地震に関する記事を、後藤(二〇二〇)では気象災害に関する記事を対象としたが、今

回は火災に関する記事を対象とすることとしたい。非常時に何をどう記録するかということを観察したのである。なお、本稿の問題意識および方法論は、後藤(二〇二〇)・同(二〇二二)と同様であるので、詳細はそちらを参照していただきたい。

## 二 先行研究の指摘から

古記録資料において同一場面記事の比較を行った研究には、管見のかぎりでは、峰岸明(一九八六)等<sup>1</sup>ごく小規模なものがあるに過ぎない。峰岸(一九八六・二〇七頁以下)は寛弘二年(一〇〇五)十一月十五日の内裏炎上記事を取り上げ、『御堂関白記』と『小右記』との用字・用語選択の相違について、『御堂関白記』との対応記事に関して、『小右記』の用語選択では、漢語・漢文訓読語は採用されこそすれ、仮名文学語の採用は見ないのである。『小右記』の文章は、『御堂関白記』のそれに比して、優れて漢文調であると言い得るであらう<sup>2</sup>としている。まずは、この寛弘二年十一月十五日の内裏炎上の記事について触れておきたい。峰岸(一九八六)

の指摘を私にまとめて示す。

『御堂関白記』(記主は藤原道長。四十歳、左大臣、正二位)、

十五日、…(中略)…、一寢後、人申云、有西方火、赴<sup>有</sup>

見、内裏と見馳参、従東至北陣、問御在所、会女蔵人少輔縫殿寮門下、示御中院由。○<sup>内</sup>従北陣参着、此間火

南東焼、中宮同御、大臣以下参着、余前参入宰相中将・

左近中将頼親也、主上御飛香舍、与中宮御出給、此間

不人。候云々、六位二<sup>カ</sup>両候云々、<sup>1</sup>火宜後渡職曹司

給、而件曹司破損盛也、仍<sup>2</sup>太政官朝所御座、中宮肇

造曹所舍御座、火出所未知、温明殿与綾綺殿間出云々、

左近少将重尹・右近少将济政等、率一員、<sup>3</sup>尊所仰可

奉守由令参、明後奉求神鏡、破損給、<sup>4</sup>大刀四柄、有

小調、<sup>原形カ</sup>魚形金十枚・銀十五枚・銅卅枚許求得、即従長

殿、渡辛櫃奉入、松本職曹司奉置、近衛将監以下左右

宿直候、

○『小右記』(記主は藤原実資。四十九歳、権大納言、右

近衛大将、正二位)

十五日、…(中略)…、子剋許隨身番長若倭<sup>高</sup>高範自

兄<sup>(マ)</sup>第一来云、内裏焼亡者、乍驚馳参、左大臣・帥相逢都芳門内、相共参入、此間火勢太猛、下人云、主上御神嘉殿者、仍参着、中宮同御坐云々、人々云、火起自温明殿、神鏡所謂恐所、<sup>4</sup> 大刀并啓不能取出云々、

<sup>1</sup> 少選幸式御曹司、而破壊殊甚、不可然御所、仍又<sup>2</sup> 幸官朝所、左大臣招余之<sup>(云カ)</sup>、将一人差遣火所、<sup>3</sup> 可令守護恐所者、余答云、転更不可仰、只可被召仰左右少将、相符路被差遣左右少将、又可守護焼亡御物忌之由、<sup>(符カ)</sup>

被仰檢非違使等、臨曉更参東宮、御桂芳坊、諸卿同参、卯剋許退出、

ここでは、峰岸（一九八六）の指摘する対応箇所のうち、対照しやすい四か所に傍線・二重傍線を付しておいた（峰岸（一九八六）の指摘をまとめるにあたり、記号類の使用を私意により改めた）。二重傍線部が『御堂関白記』では仮名文学語であるのに対して、『小右記』では漢語・漢文訓読語になっているとされている。『小右記』は漢文調が強く、『御堂関白記』はそれが弱いことはよく指摘されることではあるが、右に示した部分からもそれが確認できるわけである。

後藤（二〇二〇）・同（二〇二二）でとった観点（記述の

詳細さ・感情や評価の表現の多寡）からこの箇所を眺めると、『御堂関白記』『小右記』ともに記述は詳細ではあるものの、記主の感情や感想が記されることはなく、叙事に徹しているということになる。強いて両者の相違を指摘するのであれば、『小右記』の方が、会話の直接引用が目立つということはあるように思われる。

なお、この内裏炎上については『権記』にも記載があるので、次に示しておく。

○『権記』（記主は藤原行成。三十四歳、参議、左大弁、正三位）

十五日、己未、

…（中略）…、今夜半許西方有火、或者云、内也、仍馳参、自中院<sup>1</sup> 遷御職御曹司、然而破壊已盛、仍<sup>2</sup> 御朝所、

日記に何を書くべきかという意識が異なるのか、『権記』のこの日の記述は極めて簡潔・簡略である。

### 二 火災記事の比較

本邦で起こった火災については、防災学や日本史学・地理学の分野等から詳細な研究が為されている。本稿では、小鹿島果（一八九四）や池田正一郎（二〇〇四）等を参考に、中古から中世末にかけて京都で起こった火災を抽出し、その中で、原則として複数の公家日記に記述が見られるものを中心に考察の対象としていく。<sup>1</sup> これまでの古記録の言語の研究においては、公家日記が中心に扱われてきており、公家日記やそれに類似した文献の文体について検討したいからである。今回取り上げるのは、延喜十四年（九一四）の火災（『貞信公記』）から文禄三年（一五九五）の火災（『言経卿記』）についてである。これらの事例から類型的文体としての記録体の変遷と、個別の古記録（日記）間の個性的文体の差を探っていく。取り上げる資料に七〇〇年近くのひらきがあるが、記録体のような類型性の高い文章の場合、その史の変遷は緩やかであると考えられ、類型的文体としての記録体の変遷を大づかみに捉えるためには、今回のようなやり方も効果的だ

あると思われる。また、個性的文体の差については、取り上げる事例によって傾向が異なる可能性があるが、これについては後藤（二〇二〇）・同（二〇二二）の検討結果を勘案するとともに、今後検討する事例を積み上げていき、必要があれば修正をはかることとしたい。

（一）延喜十四年（九一四）五月二日の火災（『貞信公記』）

『貞信公記』（記主は藤原忠平。三十五歳、大納言、左近衛大将、正三位）

二日、左京有失火、其数六百余烟、

四日、失火家々給<sup>米カ</sup>有差、

六百余家が焼亡した大火災であるが、事実のみを簡潔に記し、記主の感情・感想等が記されることはない。『貞信公記』の記事が簡略であるのは、後藤（二〇二〇）における大地震の記事の検討の結果、同（二〇二二）の大風雨の記事の検討の結果と変わらない。『貞信公記』の文章については「目録めいている」（遠藤好英 二〇〇七）<sup>2</sup>と言われることもあるほど全体に簡略である。官撰の国史が途絶した後、私日記が続出するようになる。現存本が抄本であることによる可能性

もあるが、現存する平安貴族の最古の私日記として、私日記の当初のありようを伝えるものと考えたい。

(二) 寛弘二年(一〇〇五)十一月十五日の火災(『御堂関

白記』『小右記』『権記』)

この火災(内裏炎上)については、「二 先行研究の指摘から」で示した通りである。『貞信公記』と比較すると、記述が詳細になっているものの、感情や感想は記されていない。

(三) 寛治六年(一〇九二)三月六日の火災(『中右記』)

『中右記』(記主は藤原宗忠。三十一歳、侍従、正四位下)

六日、己丑、未時許京中大焼亡、自五条防門、万利小路、三条、東洞院、京極、四条防門宅、皆悉為灰燼、此中関白殿御所三条殿焼了、殿下并中納言中将殿御坐之間也、則移御六条殿、殿下昔至今未令遇此火災給也、為人屋六十余所焼了云々、雖可有焼亡奏、依当復日無之、凶事已当復日、強依不可聞食也、三条殿造畢後已經九十年、

関白師実の三条第が焼亡した火災である。『御堂関白記』

『小右記』『権記』同様、記主の感情・感想等が記されること

はない。なお、師実の子・師通の『後一条師通記』にはこの火災についての記述は一切ない。何を日記に記し後世に残すべきかという判断が記主によって大きく異なっていたものと思われる。

(四) 正治二年(一一〇〇)十一月三十日の火災および承元

二年(一一〇八)閏四月十五日の火災(『明月記』『猪隈

関白記』)

正治二年(一一〇〇)十一月三十日の火災

『明月記』(記主は藤原定家。三十九歳、左近衛少将、正四位下)

三十日、天晴、風病甚不快、午時許出京、参詣日吉、於蓮華王院辺、西方見火、風甚猛、烟赴巽、雖須帰宅、依凝信心、遂以騎馬赴前途、車早可持帰之由下知了、七条火也、壬生大路程歟、雖送越関山、其烟遂不止、未時許入坂本宿所、火猶不滅、昏宮廻、大風寒天路頭難堪、咳病更発、甚無術、夜通夜、

(十二月)一日、天晴、咳病極惱、入夜宮廻、又通夜、

雑人云、夜前火七条坊門匣小路云々、東出川原、北七条

坊門、南梅小路、其間不残一字、八条院適令遁御、但庁并伺候人々等拵地云々、弘誓院東御堂又焼了云々、粗伝聞注之、龍寿御前宅七条坊門、同焼亡之由聞之、

『猪隈関白記』(記主は近衛家実。二十二歳、右大臣、左近衛大将、正二位)

卅日、壬午、

…(中略)…

午時許下辺有焼亡、下人云、八条辺云々、数刻不消、及数町云々、

内容的に対応する部分に傍線を付しておいた(以下同じ)。現場近くに居合わせたかどうかの差の可能性もあるが、『明月記』が翌日の伝聞まで記しているのに対して、『猪隈関白記』は極めて簡潔である。『猪隈関白記』における非日常の事態に接した際の記述が簡略であるのは、後藤(二〇二二)で取り上げた建永二年(二二〇七)七月十九日の大風雨、安貞二年(二二二八)十月七日の大風の場合と同一の傾向と認められる。なお、二重傍線部「滅」「消」という用字の相違には、これが何を意味するのかについて検討の余地がある。<sup>3)</sup>

承元二年(二二〇八)閏四月十五日の火災

『明月記』(定家四十七歳、左近衛権中将、正四位下)

十五日、天晴、昼後雨間降、…(中略)…、亥時許南方

1 有火、風猛烈、煙炎如飛、戴冠参内、雖程遙炎上大風

非尋常、依思警衛之職強参入、不見人一人、火漸出大宮

云々、暫候之間、及朱雀之由聞之退出、火猶不滅、後聞、

火出自北小路東洞院、七条東西十二町、洞院西、朱雀東、

朱雀南北十二町、七条以北、自六条東洞院至于五条坊門朱

雀辺、すぢかへて融其中、<sup>2</sup>貴賤上下不可勝計云々、宣

陽門院、坊門院、太政大臣旧宅、如徵時古劍、右大将、六条

堀川、入道内大臣殿、中宮大夫、大宮大納言、五条大宮新

所不造畢、源大納言、中院、入道大納言、六条坊門大宮、故中

納言、親能卿、三位経家、業兼、教成、入道宰相定経、

故親国卿、忠行朝臣、焼後造未移徙、大夫史国宗、大外記

良業、文章博士為長、

『猪隈関白記』(家実三十歳、関白、従一位)

十五日、甲申、天晴、…(中略)…

亥時許南方、<sup>1</sup>有火事、七条北東洞院西辺云々、于時大

風吹、巽風也、限東々洞院、限南七条、限西朱雀、限北

○坊門院坊城殿、前太政大臣家、右大将公継家

四條大焼亡也、餘夜燒亡也、燒亡所々、

宣陽門院六条殿、後白河院長講堂、是也、

中宮大夫公房家 源大納言通光家中院是也 新大納言公

経家 藤三位雅隆家 六条三位経家々 高三位経仲家

左兵衛督教成家 治部卿業兼家 入道内府実宗、家 入

道大納言定能、家 大外記良業家 大夫史国宗家、<sup>2</sup>此

外雲客家済々、諸人家不知其数、人多焼死云々、其

中前民部大輔頼房子童焼死云々、余馳参言陽門院之間、

於四条町辺下人云、六条殿焼亡了、女院御幸於正親町第

云々、仍余参正親町第、先之御幸成云々、<sup>1</sup>褐女房退

出、于時暁更也、

先に見た火災同様、『明月記』と『猪隈関白記』の記事がある。ただし、こちらの火災では、内親王や公家の第宅が多く焼亡したせいか、被災した家々を列挙するなど、『猪隈関白記』もその記述は相当に詳細である。非日常の事態に関する『猪隈関白記』の記述が常に簡略であるというわけではないことが分かる。

(五) 永和三年(一一七七)八月六日<sup>4</sup>の火災(『後愚昧記』

『後深心院関白記』)

○『後愚昧記』(記主は三条公忠、五十四歳、前内大臣、從

一位)

七日、自今曉至天明後、<sup>1</sup>下辺有焼亡、<sup>2</sup>自綾小路至六

条辺七丁余、東西六丁余云々、未聞慥説、今夜焼亡以前

下辺鼓動云々、軍兵等馳走云々、

○『後深心院関白記』(記主は近衛道嗣、四十六歳、前関白

左大臣、從一位)

晴、寅刻、<sup>1</sup>下辺有火事、至天明之後止、<sup>2</sup>東八

京極、西八堀川、下八樋口、上八四条云々、

用語の相違として、『後愚昧記』で「焼亡」とするところを、『後深心院関白記』では「火事」としている部分が目につく。どちらも記主の所感等は記されておらず、記述の詳細さについては、『後深心院関白記』の方がやや詳しいように思われる。後藤(二〇二〇)・同(二〇二二)では、『後愚昧記』は記主の感情・感想・評価等がよく記されていること、それに比して、『後深心院関白記』は概して記述が簡略であることを指摘したが、右に見た火災については、こうした指摘はあてはまらないようである。その理由であるが、『後愚昧記』については、記主である公忠に危険が及んだりして動揺させられたりするような火災ではないことが関係していると

思われる。『後深心院閉白記』については、記主道嗣の火事に対する関心が影響していると思われる。

両資料における他の火災の記事を詳しく見ていくと、後藤(二〇二〇)・同(二〇二二)の把握は誤りではないと考えられる。たとえば、『後愚昧記』応安元年(一三六八)十月十一日条には次のような記事が見られる。

・十一日、後聞、今日山門西塔院本尊尺迦云々、炎上、延暦草創以後今度始而回祿云々、天台仏法漸及魔滅歟、可驚々々、後日聞、炎上因縁、樵夫等帰自山之後、以柴焼火禦寒氣之後、被火不銷而去、仍忽焼亡出来云々、

伝聞による記述ではあるが、延暦寺の西塔院が回祿の災に遭ったことについて「天台仏法漸及魔滅歟、可驚々々」と所感を記し、後に聞いた火事の原因までも記録しているのである(なお、『後深心院閉白記』にはこの火災についての記述はない)。<sup>1</sup>『後愚昧記』が記主の所感をよく記す傾向のある資料であることに間違いはない。

また、『後深心院閉白記』には、他の古記録ではあまり多くは目にするような小さな火事についても記録されている。道嗣が火事に関心が高く、常に注意を払っている

さまが窺えよう。火災については、道嗣はその一々を記録する傾向があるのである。

・陰、入夜雨降、寅刻許近衛町辺有火事、近々仰天之処、無程消了(延文五年(一三六〇)六月十一日)  
 ・晴、午刻許有火事、近衛油小路辺云々、無程火消畢(貞治六年(一三六七)四月二十九日)

・陰、自夕雨降、未刻許坤方有火事、即消了(応安七年(一三七四)四月一日)

同一場面の記事を比較するにあたっては、補助的に関連する記事(類似記事)にも目配りしておく必要があるということであろう。

(六)文明八(一四七六)年十一月十三日の火災

『親長卿記』(記主は甘露寺親長。五十三歳、前権中納言兼按察使賀茂伝奏、正二位)

十三日、晴、着寝之処、亥剋許称有火事、俄起出之処、

<sup>1</sup> 已為近所、先顛倒衣裳夏直衣着用、其後皇代曆・陣中公事次第等令懷中、出走参内、已有行幸室町殿御方

十二間、上下迷々之体許也、暫魔風吹靡、余焰懸宮中、仍自一对妻被召御車、大納言典侍持劍璽、内侍所駕輿丁

奉昇、出御小川御所、人々安然之迷惑也、小川御亭為

狭少之間、可有行幸北御所、御台御構所也、北小路三位禪尼

居住云々、已及天明、有一献、辰剋許出御、<sup>2</sup>公卿・殿

上人衣冠直衣、歩儀供奉、見苦之体也、莫言々々、今

度公家之輩同時炎上家々、

中院前大納言・冷泉大納言・勸修寺大納言・広橋大

納言・源大納言父子・予・滋野井前宰相中将・世尊

前宰相・右大弁宰相・民部卿・実興朝臣・吉田三位

兼俱・土御門三位有宣・兵部卿・藤宰相・大藏卿・

東坊城・小川坊城、

『実隆公記』(記主は三条西実隆。二十二歳、右近衛中将、

藏人頭、正四位上)

十三日癸丑晴、今日五節也、猶候番、今夜亥下刻自裏辻

小家土倉、失火出余焰懸宮中、大厦高増悉成灰燼、則

車駕臨幸小川御所、<sup>(皇)</sup>昼朝幸北小路殿、卿相雲、柏挿帯

劍供奉、此間之儀日月忽墮地之作法、不暇毛拳、

『言国卿記』(記主は山科言国。二十五歳、内蔵頭、正四

位下)

廿三日、天晴、

…(中略)…

一、夜四時分ニソウ門ノワキノサカヤヨリ火イタシヤケ

アカル也、予カフリ直衣、クシ、先重代ノ糸巻

器クハイ中シ、同キ、ノフクロヲ懷中シ、聽而

御所へハセ参、ハヤステニ御近所マテヤ

クル也、予殿前、先御器物共ヲ申、少々シンカ

ノ輩ニ持也、一巻懷中ストイヘ共、旅祢ヲ又ク

ワイチウスル也、御カラヒツヲ一合、予者にモタス

ヘキ物由被仰下也、聽而長門守申付也、ハヤ三宝院

ナトヘ火力、リ、風以外にわロク吹アカリ申比也、

近身、トサマ各ハセ参也、予二宮御劍ヲ持、予持ウ

チ刀ヲ、兵衛ヲメシ遣也、ハヤ火急ニナル間、武家

十二間へ宮御方・同二宮、御所様御出アリ、同シン

シ・ホウケンモタセラル、也、上藤ホウケンヲ被持

也、大典侍局御手ナシノ間、シンシヲ持事ハ、カリ

ノ由アリ、予申言カヤ…(以下缺)…

なお、『言国卿記』の十一月十四日条と思しき部分には、

二、御記共其外色々重宝共コトくクヤケ了<sup>一</sup>、御笙秋風、カケヒカウフネ、笛柯亭、シヤカヤシ神楽笛キリくス、御箏鬼丸ラクヤウヤクル也、此外無名ヲ、シ<sup>二</sup>と焼失したも  
のについての記載があり、また、火事見舞の人々についての記載もある。火事見舞いの人々については十五日条には「二、各キ、ツタへ雖被上、余ニヲホキ間不及記者也」とある。

長興宿禰記（記主は大宮（小槻）長興。六十五歳、左大史、正四位上）

十三日、

今夜子刻焼亡、室町殿西半町計在家土倉酒屋放火、無程東西南北焼廻、即至于室町殿風吹付、自西面四足門火付始、御殿以下不残一字払地炎上、其後差北火飛行、数十町焼失、公武陣屋焼亡不知其数、卯刻程火静謐、火出時分、諸人帯甲胄馳集、畠山左衛門督、馳向室町殿、東面掘構、敵勢乱入之儀被相待云々、予参小河新造、抑准后此間御座此御所故也、人々多馳参室町殿御所火付之間、主上駕御車御出、有行幸於小河新造御所、内侍所同渡御、若宮・伏見殿親王以下駕別、同有渡御於彼御所、月卿雲客御後步連、或直衣、或衣冠、

直垂交、自中門下御、於常御所有入御、若宮以下同之、其間内侍所奉案中門廊、官務雅久宿禰不着烏帽子異体参候、上下進退言語同断式也、御台御方・宰相中将殿自室町殿出火中渡御新造御所、禁裡御物・累代御器・御記抄物以下悉焼失、准后其外女中御物等、同無残焼失云々、將軍御所焼亡事、等持寺殿御代中、建武三年・貞和五年・觀心二年焼亡、其外三条坊門万里小路御所以来、火事之儀、今度始歟、後日人々云、火出時分、自賀茂山辺光物飛来云々、不知寔也、数百ヶ年兵革不静謐、陣中公武御所以下焼失、諸家如形、記録等悉紛失、時刻到来哉、公家中上下居所廿余ヶ所、武家奉公輩陣所同前云々、入江殿、御尼衆、光聚院御庵等同焼亡、翌朝辰刻、主上自小河御所、行幸於北小路殿、室町殿御台御母儀、三位禪尼御所也、路次御車於中門東西乘御、主人准后下殿南庭蹲居、<sup>2</sup>月卿雲客如前剋、御車御後步、自身各持太刀、予雖為異体、同類多之間、参御車前、路次持太刀、至于北小路殿室町西類入御、東西棟門寄御車、自東西妻戸入御、内侍所御車之御後、駕輿丁等、不及着烏帽子、奉昇之入御、暫庭上乍昇御逗

留、臨東庭構飯屋、修理職沙汰也、奉安之、主上御車内侍一人同車、神璽・宝剣等被人御車歟、

室町第が焼亡した火災である。後藤(二〇二二)で取り上げた文明七年八月六日の大風雨と同様に『親長卿記』『実隆公記』『言国卿記』『長興宿禰記』に記事がある。四者四様の書きぶりであり、この時期の古記録の個人的文体にはさまざまな変種があったことが窺われる。天皇をはじめ多くの公家や武家も被災し、歴代の典籍や宝物が灰燼に帰した災害であっただけあって、前年の大風雨の記事に比べて、『親長卿記』

『言国卿記』『長興宿禰記』は記述がかなり詳細になっている。ただし、理由は分からないが、『実隆公記』は逆の傾向を示し、記述が簡潔になっている。この傾向の相違については今後検討の必要がある。

その他、目に付くこととしては、『言国卿記』が「一ツ書き」の体裁をとり、表記には多くの仮名を交え、「ハヤ」など記録体にはあまり例を見ない語を用いていることがまずは挙げられる。一ツ書きは山科家の記録等に特徴的に見られるものであるが、古記録のスタイルとしては比較的新しいものになる<sup>5)</sup>。また、『実隆公記』が漢籍を源泉とする表現を用い

ていることも挙げておきたい。室町時代後期の公家文化人の代表者とされる実隆であれば当然とも言えるが、これは前年の大風雨の記事の場合も同様であった。今回の引用箇所では波線を付した「大厦高牆」「毛拳」等が漢籍出自の語に当たる。「日本国語大辞典」によれば「大厦」は『淮南子』説林訓、「高牆」は『韓詩外伝』卷二、「毛拳」は『漢書』刑法志に見られる。ただし、「大厦高牆」は『太平記』に見られ、「不違毛拳」は『朝野群載』に見られるなどするため、ある程度人口に膾炙していた語ではあるのだろう。

(七) 天正四年(一五七六) 九月十五日(文禄三年(一五九二) 十月五日)にかけての火災(『言経卿記』)

『言経卿記』では規模の大きくない火災についても一々記録されている。天正四年(記主・山科言経、三十四歳、参議左衛門督、正三位)から文禄三年(言経五十二歳、前権中納言、従二位)天正十三年に勅勅を被り未だ赦されず<sup>6)</sup>にかけての火災の記事を、火災に関連のない前後の一ツ書きの項目を省略していくつか挙げておく。

・一、八時分二西陣二十家計焼亡了(天正四年九月十五日)

・一、五条油小路一町余、未刻二焼失了（天正十年七月十日）  
四日）

・一、天神社・同拝殿等戌刻焼失了、就其梅庵・金蔵坊等見舞二、四条同道罷向了、絶言語了（天正十四年十二月八日）

・一、備前守近町午刻二少火事云々、見舞二弥一遣了（文禄元年（一五九三）二月十三日）

・一、夜半過東中町油小路、絵屋順了・同北隣等火事云々（文禄元年四月二十五日）

・一、七条道場門ノ番所焼了、暮々也、小者二人比丘尼所へ見舞遣了（文禄三年十月五日）

『言経卿記』はこれまでに見てきた記録類とは大きく様相を異にする。一ツ書きの様式をとり、ほとんどの文末を「了」で結ぶ。仮名の混入も比較的多い。文末の多くを「了」で結ぶのは、中世後期以降に確立する新しいスタイルである<sup>6)</sup>。火災の規模が小さいせいも、叙述態度としては、簡略に事実を記すのみで、記主の所感が述べられることは稀である（列挙した例では、天正十四年十二月八日の記事の「絶言語了」があるくらいである）。なお、小さな火事について一々記録す

るのは、儀礼の記述（一種の公的日記）から世事の記述（見聞記述）へという、記録の質の変化を反映するものと捉えらる<sup>7)</sup>。

#### 四 おわりに

以上、本稿では一四種の古記録における火災の記事について見てきた。概略的にはあるが、後藤（二〇二〇）・同（二〇二二）と同様に、類型的文体としての記録体に移り変わりがあること、また、それぞれの公家日記に個性的文体（叙述態度の相違、用字・用語の相違）が認められること、を示すことができたのではないかと思われる。今後は、記録体の変遷について時期等の詳細を詰めること、用字・用語の相違の意味するところを解明すること等が課題になる。なお、個性的文体については、記述の詳細さや所感を記すか否かといった部分が、取り上げる事例によって左右される場合があるように思われる。記主の関心の度合いが事例により異なるということであると思われるので、類似の事例について検討を重ねるなどして、今後精度を高めていくこととしたい。

- (1) 片平博文(二〇二〇・五七頁)によれば、「平安」鎌倉時代を通して、条坊の町数にして一〇町以上の範囲もしくは一〇〇〇戸以上の家屋の焼亡が確認される火災(引用に当たり原文のアラビア数字を漢数字に改めた)は三八件に及び、「そのすべてはいわゆる大火と区分されるべき深刻な火災であったとみなされる」という。「方丈記」や「平家物語」等の文学作品にも記される安元三年(一一七七)四月二十八日の大火(安元の大火いわゆる太郎焼亡、「玉葉」「愚昧記」等に記述あり)をはじめとして取り上げるべき火災は多くあるものと思われる。しかし、紙幅の都合上すべてを一度に取り上げることはできないので、今回は、火災の規模には必ずしも拘らずに、後藤(二〇二〇)・同(二〇二二)で取り上げた古記録が関係する火災を中心に扱うこととしたい。これまでに筆者が行ってきた指摘が妥当であるか否かを別の事例から検証したいからである。なお、安元の大火については詳細な記録があるため、稿を改めて検討したい。
- (2) 「目録めている」との指摘は、元版の遠藤好英(一九七七)も同じである。
- (3) これらの漢字の字義と字訓に関連する記述が、小山登久(一九八二)にある。
- (4) 『後愚昧記』では八月七日条に、『後深心院白記』では八月六日条に「下辺」の火事の記載がある。おそらくは同一の火災であると思われるので、同じ六日のこととして、ここで

取り上げる。なお、『花宮三代記』では八月六日のこととし、「六日。夜自綾小路小路富小路出火。東京極。西猪熊。南六条坊門。北四条南大路略炎上云々。」と記している。

(5) 後藤英次(二〇二三)参照。

(6) 注5に同じ。

(7) 後藤英次(二〇一六)参照。

〔参考文献〕

池田正一郎(二〇〇四)『日本災変通志』新人物往来社

遠藤好英(一九七七)『真信公記』国語学研究事典、明治書院

遠藤好英(二〇〇七)『真信公記』日本語学研究事典、明治書院

小鹿島果(一九九四)『火災之部』日本災異志、日本鉱業会

(一九六七)地人書館復刊)

小山登久(一九八二)『変体漢文の文体史』講座日本語学7

体史、明治書院

片平博文(二〇二〇)『貴族日記が描く京の災害』思文閣出版

後藤英次(二〇一三)『中世末期〜近世初期の公家日記の文体類

型——その成立過程および推移等に関する覚書——』中京

大学文学部紀要、第四七巻第二号

後藤英次(二〇一六)『中世後期以降の古記録(日記)資料を日

本語史的に扱う際の視点——主に中世末期以降の公家日記

の場合——』中京大学文学会論叢、第二号

後藤英次(二〇二〇)『古記録(日記)資料の文体把握の方法——

——同一場面記事の比較の試み——』国語学研究、五九

後藤英次(二〇二二)「同一場面記事の比較を通してみた古記録の文体——気象災害記事の比較から——」中部日本・日本語学研究会編『中部日本・日本語学研究論集』和泉書院

峰岸明(一九八六)『変体漢文』東京堂出版(二〇二二)吉川弘文館復刊)

〔使用テキスト〕

『貞信公記』『御堂関白記』『小右記』『中右記』『猪隈関白記』『後愚昧記』『後深心院関白記』『言経卿記』(以上大日本古記録)、『権記』『親長卿記』『言国卿記』『長興宿禰記』(以上史料纂集)、『明月記』(国書刊行会双書)、『実隆公記』(続群書類従完成会本)、『花管三代記』(群書類従)。引用にあたっては、具注暦の暦注は省略した。漢字は現行の字体に改めた場合がある。また、二行の割書きは小字の一行書きに改め、ミセケチは抹消線に改めた。なお、引用文中の傍線類はすべて引用者によるものである。

(中京大学文学部日本文学教授)